

2023年10月6日

三木証券株式会社
代表取締役社長 鈴木 崇

関東財務局による行政処分について

弊社に対する検査結果に基づき、2023年9月15日、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、行政処分を行うよう勧告が行われておりましたが、2023年10月6日、弊社は関東財務局長より下記の内容の行政処分を受けましたのでお知らせ申し上げます。

弊社は、この度の行政処分を厳粛に受け止め、深く反省するとともに、根本的な原因分析とその改善を図り、経営管理態勢・業務運営態勢及び内部管理態勢の一層の強化・充実に取り組み、全社員が法令遵守意識の再徹底を含む再発防止に努めてまいります。

常日頃より弊社を信頼し、ご愛顧いただいておりますお客様をはじめ、関係する皆様に、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

記

【行政処分の内容】

業務停止命令

- (1) 2023年10月6日から2023年11月5日までの間、外国株式の売買等業務のうち、新規の勧誘を伴う業務の停止。

業務改善命令

- (2) 本件に係る根本的な原因の分析に基づき、再発防止に向けて、以下の点を含む実効性のある業務改善計画を速やかに策定し、着実に実施すること。
 - ① 今回の処分を踏まえた本件に係る経営陣を含む責任の所在の明確化
 - ② 法令等遵守に取り組むよう経営姿勢を刷新し、適合性原則を踏まえた顧客への勧誘及び説明が適切に行われる業務運営態勢、経営管理態勢、並びに内部管理態勢の構築及び強化
 - ③ 法令等の遵守及び適正かつ健全な業務運営を前提としたビジネスモデルの構築
 - ④ 本件行政処分の内容についての顧客に対する適切な説明
- (3) 上記(2)①から④の対応・実施状況について、2023年11月6日までに書面で

報告するとともに、その後の進捗状況を四半期末経過後（初回を2023年12月末基準とする。）15日以内を期限として当面の間、書面で報告すること。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

三木証券株式会社 監査部

電話 03-3278-1605